

報告第 10 号

損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて

事故に伴う損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第11項の規定により、別紙写しのおり専決処分したから、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年10月23日報告

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

(写)

## 専 決 処 分 書

下記事故にかかる損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第11項の規定により、専決処分に付する。

令和5年10月16日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

### 記

#### 1 和解及び損害賠償の相手方



#### 2 和解の趣旨

町は、損害賠償金257,773円を支払うものとする。

#### 3 事故の概要

##### (1) 事故発生年月日

令和5年6月2日

##### (2) 事故の発生場所

かつらぎ町大字妙寺地内（町道妙寺57号線）

##### (3) 事故の状況

令和5年6月2日午後2時頃、かつらぎ町大字妙寺地内の町道妙寺57号線において、相手方が運転する車両が南から北へ走行中に道路の陥没が発生し、巻き込まれて陥没箇所に転落した。車両には相手方が1名で乗車しており、転落により受傷し、相手方の配偶者所有の車両は水没して破損した。

報告第 11 号

損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて

事故に伴う損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第11項の規定により、別紙写しのおり専決処分したから、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年10月23日報告

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

(写)

## 専 決 処 分 書

下記事故にかかる損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第11項の規定により、専決処分に付する。

令和5年10月16日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

### 記

#### 1 和解及び損害賠償の相手方



#### 2 和解の趣旨

町は、損害賠償金1,683,063円を支払うものとする。

#### 3 事故の概要

##### (1) 事故発生年月日

令和5年6月2日

##### (2) 事故の発生場所

かつらぎ町大字妙寺地内（町道妙寺57号線）

##### (3) 事故の状況

令和5年6月2日午後2時頃、かつらぎ町大字妙寺地内の町道妙寺57号線において、相手方の配偶者が運転する車両が南から北へ走行中に道路の陥没が発生し、巻き込まれて陥没箇所に転落した。車両には相手方の配偶者が1名で乗車しており、転落により受傷し、相手方所有の車両は水没して破損した。